

平成20年7月30日

各位

八戸市財政部管財契約課

## 工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の適用について

工事請負契約約款第25条第5項の規定（単品スライド条項）について、下記のとおり適用することとしましたので、お知らせします。

### 記

1. 適用日

平成20年7月30日

2. 適用対象となる工事材料

鋼材類（H形鋼、異形棒鋼等）

燃料油（ガソリン、軽油等）

3. 適用対象となる工事

以下の（1）～（3）の全てに該当する八戸市発注の工事

（1）適用日時点で施工中である工事、または適用日以降に発注する工事

（2）「鋼材類」と「燃料油」それぞれの品目について、品目ごとに算定した変動額が、請負代金額の1%を超える工事

（3）原則として、請負代金額の変更請求から2ヶ月以上の残工期がある工事

4. 適用対象としない工事部分

同条項に基づく請負代金額の変更請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分

「既済部分」とは、部分払の対象となる出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品をいう。

5. 単品スライド額の算定方法

対象材料の搬入時、または購入時の実勢価格から、設計時点の実勢価格を差引いた増額分に、適用対象となる設計数量を乗じた金額から、請負代金額の1%を控除した金額とする。

## 6. 請負代金額の変更手続き

単品スライドに係る請負代金額の変更請求は、工期末の2ヶ月前までに行うものとする。

ただし、工期末が平成20年10月31日以前の工事については以下の経過措置をとるものとする。

- (1) 工期末が平成20年10月31日以前の工事については、工期満了前であって、かつ平成20年8月31日までに変更請求を行うものとする。
- (2) 6.(1)において、残工期が2ヶ月未満の場合は、市と協議の上、変更請求の日から2ヶ月を限度として、工期の変更(延期)を行うことができるものとする。

〔各工期末を有する現契約工事における経過措置のイメージ〕

7/30(適用日)

工期末	~7/29	7/30~10/31	11/1~
対象	対象外	経過措置の対象となる	経過措置の対象とならない

## 7. 工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の運用基準別紙のとおり

### 【問い合わせ先】

八戸市財政部管財契約課

電話0178-43-2111 内線723、172